

会議録

会議の名称	令和6年度第1回茨木市障害者施策推進分科会
開催日時	令和7年 1月24日（金曜日）
開催場所	茨木市役所 南館10階 大会議室
議長	中西会長
出席者	高田委員、富澤委員、山口委員、大川委員 小西委員、清水委員、佐藤委員、福阪委員
欠席者	川島委員、太田委員
事務局職員	森岡福祉部長、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長、肥塚福祉部副理事兼地域福祉課長、井上障害福祉課長、濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長、中井発達支援課課長代理兼発達支援G長、前西福祉指導監査課課長代理兼指導監査係長、佐原障害福祉課課長代理兼計画推進係長、名越福祉総合相談課主幹兼相談2G長、角谷発達支援課主幹兼推進G長、刈込障害福祉課主幹兼認定給付2G長、村上障害福祉課認定給付1G長、小林障害福祉課計画推進係職員
議題（案件）	1 会長職務代理者の選出について 2 令和6年度 障害福祉関連事業について 3 障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況等について 4 ともしび園の指定取消について 5 その他
資料	次第 資料1 資料2 資料3 配席表

議事の経過	
発言者	発言の要旨
事務局（小林）	<p>皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>定刻となりましたので、令和6年度第1回茨木市障害者施策推進分科会を開会させていただきます。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます障害福祉課の小林と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それではまず開会に当たりまして、福祉部長の森岡より御挨拶申し上げます。</p>
事務局（森岡部長）	<p>皆様、こんにちは。一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日は、皆様お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。また日頃から本市の障害者施策の推進にそれぞれのお立場から御支援、御協力をいただいておりますことお礼申し上げます。ありがとうございます。</p> <p>本来でしたら、昨年8月、茨木市総合保健福祉審議会の後に第1回目の分科会を開催するというようなことでございましたけれども、少々本市の事情もございまして、今回が第1回目の会議になります。開催が遅れましたことおわびを申し上げます。</p> <p>さて、昨年の3月に茨木市の第3次総合保健福祉計画を策定いたしました、その分野別の計画である第5次障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画を策定いたしたものでございます。これらの計画につきましては、前期の計画の評価に基づき、またそれぞれの時世の状況も勘案しながら遠望を加えさせていただいたものでございます。</p> <p>今後は本市の総合計画、そして総合保健福祉計画、また関連の福祉保健関係、そういった計画との整合性も合わせながら実施をしてまいりたいというふうに考えております。皆様からは、それぞれのお立場から御意見などを活発にいただければというふうに考えおります。</p> <p>最後に、今後ともそれぞれの立場で本市の障害者施策の推進に御協力をいただくことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。</p>
事務局（小林）	<p>それでは、今回新たな任期における初めての会議となりますので、まず初めに、私のほうからお手元にあります配席表の順番に沿って各委員の皆様の御紹介をさせていただきます。恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたら御起立いただきますようお願ひいたします。</p>

	では、配席表の順に参ります。まず、佛教大学、中西委員です。
中西会長	よろしくお願ひします。
事務局(小林)	中西委員におかれましては、総合保健福祉審議会会長、肥塚会長の指名により本分科会会長を務めていただきます。 続きまして、大阪人間科学大学、富澤委員です。
富澤委員	富澤です。よろしくお願ひいたします。
事務局(小林)	続きまして、茨木障害フォーラム、小西委員です。
小西委員	よろしくお願ひいたします。
事務局(小林)	続きまして、茨木障害フォーラム、佐藤委員です。
佐藤委員	よろしくお願ひします。
事務局(小林)	続きまして、藍野療育園、福阪委員です。
福阪委員	よろしくお願ひします。
事務局(小林)	続きまして、民生委員児童委員協議会、高田委員です。
高田委員	よろしくお願ひします。
事務局(小林)	続きまして、障害者地域自立支援協議会、山口委員です。
山口委員	山口です。よろしくお願ひします。
事務局(小林)	続きまして、発達障がいの子どもの将来を描く親の会あかね空、大川委員です。
大川委員	よろしくお願ひします。
事務局(小林)	最後に、市民委員の清水委員です。
清水委員	よろしくお願ひします。
事務局(小林)	なお、本日御欠席されております障害福祉サービス事業所連絡会、太田委員と茨木医師会、川島委員を含めました合計11名が障害者施策推進分科会委員となります。 次に、市の出席者につきまして御紹介いたします。 初めに、森岡福祉部長です。

事務局（森岡 部長）	どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局（小林）	続きまして、澤田福祉部次長兼福祉総合相談課長です。
事務局（澤田 次長）	澤田です。よろしくお願ひします。
事務局（小林）	続きまして、肥塚福祉部副理事兼地域福祉課長です。
事務局（肥塚 副理事）	肥塚です。どうぞよろしくお願ひいたします。
事務局（小林）	続きまして、井上障害福祉課長です。
事務局（井上 課長）	よろしくお願ひします。
事務局（小林）	続きまして、前西福祉指導監査課課長代理兼指導監査係長です。
事務局（前西 代理）	よろしくお願ひいたします。
事務局（小林）	続きまして、濱田発達支援課参事兼あけぼの学園長です。
事務局（濱田 参事）	よろしくお願ひいたします。
事務局（小林）	続きまして、中井発達支援課課長代理兼発達支援グループ長です。
事務局（中井 代理）	よろしくお願ひします。
事務局（小林）	続きまして、佐原障害福祉課課長代理兼計画推進係長です。
事務局（佐原 代理）	佐原です。よろしくお願ひします。
事務局（小林）	続きまして、角谷発達支援課主幹兼推進グループ長です。
事務局（角谷 主幹）	よろしくお願ひいたします。
事務局（小林）	続きまして、名越福祉総合相談課主幹兼相談2グループ長です。
事務局（名越 主幹）	よろしくお願ひします。

事務局 (小林)	続きまして、刈込障害福祉課主幹兼認定給付 2 グループ長です。
事務局 (刈込 主幹)	よろしくお願ひします。
事務局 (小林)	最後に、村上障害福祉課認定給付 1 グループ長です。
事務局 (村上 G長)	よろしくお願ひします。
事務局 (小林)	<p>それでは、会議を始めさせていただきます。</p> <p>まず初めに、会議資料等の確認をさせていただきます。本日の会議資料としまして、事前に送付させていただきました次第、資料 1 から 3、次にお席に置かせていただいております配席表、以上のものを持ちでしょうか。お持ちでなければ係りの者がお持ちしますので、挙手をお願いいたします。</p> <p>それでは、会議の議事進行は会長が行うこととなっておりますので、中西会長よろしくお願ひいたします。</p>
中西会長	<p>それでは、これより会議を始めたいと思います。よろしくお願ひします。御協力お願ひします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、障害福祉増進のため積極的な御意見を賜りますようよろしくお願ひします。</p> <p>なお、本分科会の会議録は原則公開ということになりますので、御了解いただきますようお願ひいたします。</p> <p>それでは、本日の委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局 (小林)	<p>本日の委員の出席状況につきまして御報告いたします。</p> <p>委員総数11人のうち、御出席は9人、御欠席はお二人です。半数以上の御出席をいただいておりますので、当審議会規則第8条第2項により会議は成立いたしております。</p> <p>また、本日はお二人の方が傍聴されていることを御報告いたします。以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、議事に入りたいと思います。お手元の次第のほうを御覧ください。</p> <p>議題 1 ですね、「会長職務代理者の選出について」です。</p> <p>職務代理者は、茨木市総合保健福祉審議会規則第7条第5項により、会長が指名することとなっております。職務代理者には、大阪人間科学大学の富澤委員にお願いしたいと存じますけれども、富澤委員、よ</p>

	ろしくお願ひしたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
中西会長	<p>よろしくお願ひします。</p> <p>では、次の議事に移りますが、皆さんに議事の進め方についてお諮りしたいと思います。それぞれの議題について事務局から説明を受け、その内容について順次、皆様から意見をいただくことでよろしいでしょうか。</p>
	(異議なしの声あり)
中西会長	<p>ありがとうございます。では、そのように進めさせていただきます。</p> <p>それでは、議題2「令和6年度障害福祉関連事業について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局（佐原代理）	<p>障害福祉課の佐原と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>令和6年度の主な事業について御説明をいたします。</p> <p>資料1を御覧ください。まず、障害福祉課の事業としては大きく3つでございます。1つは障害者計画第5次、障害福祉計画第7期の推進でございます。昨年度、分科会の皆様にも御意見を頂戴して改定をしてまいりましたこちらの計画を推進してまいりたいと思います。</p> <p>少し計画のポイントを説明させていただきます。計画全体としては、保健福祉分野関連計画と一体的に策定し、保健福祉分野における総合計画として策定をしております。また障害者計画につきましては6つの基本目標ごとに、また障害福祉計画についてはサービスの整備目標を掲げておりますので、それらの目標を達成できるように施策を推進してまいります。</p> <p>続きまして2つ目、令和6年度障害者総合支援法の改正と報酬改定への対応についてでございます。令和6年4月に障害者総合支援法と国の報酬改定がそれぞれ行われました。主立った部分しか今日は記載をしておりませんが、法改正につきましては大きく2つ記載しております。1つ目は基幹相談支援センター、それから地域生活支援拠点等の整備が努力義務化されたことでございます。本市はこれら2つ既に整備済みとなっておりますので、大きな影響というのではありません。</p> <p>もう一点は、新たな障害福祉サービスである就労選択支援事業が創設されることでございます。こちらの事業につきましては、就労継続支援B型、それから就労継続支援A型、それから標準利用期間を超えて就労移行支援を利用する方、これらの方につきましては、原則としてその前、事前にこのサービスを受けることとなります。事業は令和</p>

	<p>9年4月からの本格実施となります。先行して令和7年10月から就労継続支援B型を利用される方について適用され、運用されることとなります。この10月から就B利用者の方については先行して実施されるということでございます。またそのほか、関係法令についても今回同時に改正が行われているということでございます。</p> <p>続きまして、報酬改定について御説明をいたします。今回の改定は全体で約1.5%の増額改定となっております。細かい改正もたくさんありますが、主立った内容を4つ記載をしておりますので、また御確認をお願いできればというふうに思っております。</p> <p>続きまして3番、「行かなくてもいい市役所」の推進でございます。昨今DXと言われますように、市でも様々な媒体を通じて情報発信を行っております。また、障害福祉については様々な申請があるんですけども、その申請につきましてもオンラインで申請ができますように既に29個の事務の申請方法を公開しており、令和5年度は延べ859件の申請をいただいております。今後も市役所に来なくても手続ができるように取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>続きまして、2ページを御覧ください。福祉総合相談課の事業について担当課から御説明をさせていただきます。</p>
事務局（名越 主幹）	<p>福祉総合相談課の名越と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>福祉総合相談課所管の事業につきまして御説明いたします。</p> <p>まず1点目になりますけども、地区保健福祉センターの整備でございます。地区保健福祉センターでは、地域での生活や活動を後押しして協働を推進するため、世代や分野を問わない保健と福祉に関する相談や地域づくりにつきまして、地域住民をバックアップし解決に向けた支援を行っております。市の職員や障害者相談支援センターをはじめとする地域の相談機関や関係機関が連携を行いまして活動を行っております。地区保健福祉センターにつきましては、現在北圏域を除く4圏域、東、西、中央、南に整備しております。残る北圏域につきましては令和7年4月の開設を目指しております。</p> <p>2点目は、相談支援事業所開設等補助金についてです。本市につきましては、計画相談支援の利用率が低いことが課題となっておりまして、令和3年度より計画相談支援の利用率向上を図るため、相談支援事業所の新規開設や相談支援専門員の増員を促す補助制度を創設しております。令和6年度における補助制度を活用した実績につきましては、新規開設は令和5年度は3件、令和6年度は現時点で2件、相談支援専門員の増員は令和5年度1件、令和6年度は現時点で1件となっており、計画相談支援の利用率向上につながっております。引き続き、計画相談支援の利用率向上に向け取り組んでまいりたいと思って</p>

	<p>おります。 以上です。</p>
事務局（角谷 主幹）	<p>続きまして、発達支援課の角谷と申します。</p> <p>最後に、発達支援課所管の事業について御説明いたします。発達支援課の事業としましてはまず1点目に、児童福祉法が改正され、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明文化されました。市内の児童発達支援センターのあけぼの学園、藍野療育園を中心に1から4の4つの機能の充実を図っております。</p> <p>2点目としまして、障害福祉課と同じように障害児福祉計画第3期を令和6年3月に作成いたしております。第2期計画の基本的な考え方を継承し、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築等について記載しております。</p> <p>3点目といたしまして、令和6年4月から障害福祉サービス等の報酬改定が行われました。主な改定内容としましては、5領域との関連を踏まえた個別支援計画の作成や、事業所全体の支援プログラムの策定・公表等がございます。各事業所が適切に対応できるよう情報提供を行っております。</p> <p>以上となります。</p>
中西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま令和6年度障害福祉関連事業についての御説明をいたしましたんですけども、委員の皆様のほうから何か御意見とか御質問とかはございますでしょうか。いかがでしょうか、何かございましたら。何か御発言があれば遠慮なく言っていただけたらと思うんですけれども。</p> <p>僕1個だけ聞きたかったんですけど、障害福祉の1番のところの新たな福祉サービスの就労選択支援の創設、就労Bに行く前に少しというのがあったんですけど、そこだけもう少し詳しくお聞かせ願えたらなと思いまして、すみません。</p>
事務局（佐原 代理）	<p>新たな障害福祉サービス、国給付のサービスが創設されるということについて、もう少し詳しく御説明させていただきます</p> <p>訓練等事業ということで、就Bと言われるものや就A、それから一般就労を目指す就労移行支援事業という事業がございます。いわゆる障害者の方の働くという部分について支援をしていくというサービスになります。</p> <p>例えば支援学校から卒業された方というのは、就労、働くということそのものをしていません。就B、就A、それから就労移行支援、それぞれ名前が違いますようにサービスの中身も異なります。働いたことがないので、どのサービスがその人にとって適切なのかと</p>

	<p>ということをしっかりと見極める必要があるだろうということなんですね。この方はどれぐらい作業ができるだろうかであるとか、どんなことができるだろうかということをしっかりと一定の期間、国は最大2か月というふうに言っているんですが、2か月間専門員が作業ぶりを確認させていただいて、その人がどのサービスが適切なのかということをしっかりと見極めて、適切なサービスへとつないでいくという新たな障害福祉サービスとなります。</p> <p>これまでも似たような仕組みというのはあったんですが、それがしっかりと国のサービスと位置づいて、期間をしっかりととって取り組んでいくというようなサービス内容となります。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さん、ほかに何か。</p> <p>清水委員、どうぞ。</p>
清水委員	質問させていただきたいんですけど、3ページの3番、発達支援課の事業のところの①番の児童発達支援センターの機能強化の中の③の地域のインクルージョン推進の中核としての機能と書いてあるんですけど、具体的にどういったことをされているのかというのを教えていただいてよろしいですか。
事務局（濱田参事）	3番、地域のインクルージョン推進の中核ということです。まず、インクルージョンというのがなかなか人によっては聞き慣れない言葉なのかなと。その意味をネットなんかで調べてみると、「包括的な」というふうに出てくるかと思います。今回ここにお示ししている③のインクルージョン推進というのは、包括的なというところもあるんですが、例えば発達に支援が必要なこどもたちもそうでないこどもたちも、例えば同じ学校に通う、あるいは同じ教室で授業を受ける、そういうところでお互い理解し合えるような環境と言うんでしょうか、包括的にということで、そういう意味でのインクルージョンというものだと捉えております。
清水委員	インクルージョンの意味は知っているんですけど、あけぼの学園と藍野療育園という就学前のお子さんが行かれるところなのかなと私は思っていたんですけど、そこでどういったことを具体的にされているのかというのを教えてもらえたたらと思ったので。
事務局（濱田参事）	失礼しました。確かに就学前のこどもたちがメインと思っていたりしているところもあるかとは思うんですけども、実は児童発達支援センターは一応18歳までを対象としておるところがありまして、例えばあけぼの学園で申し上げますと、毎日こどもたちが通ってくる以外にも地域支援部門というものがございます。この地域支援部門とい

	<p>うところでは、障害児の障害児相談支援と保育所等訪問支援なんかをやっておりまして、ここは18歳までを担当しておるというところです。</p> <p>例えば保育所等訪問というのは、保育所という名前がついているのでどうしても就学前のお子様というイメージがあると思うんですが、実は中身を見てみると、もう就学されているお子様のことであるとか、場合によっては中高生まで範囲として事業を展開しておりますので、そういったところではインクルージョン推進の1つになっているのかなというふうに考えております。</p> <p>また別といたしましても、毎日こどもたちが来る通園のほうでも、例えば5歳児になりましたら当然次は小学校へ上がっていかれるというところもございますので、小学校の先生たちとの引継ぎ作業とか、そういったことも1つのインクルージョンになっていくのかなというふうに考えております。</p> <p>今やっていることが全ていけているのかといったら、当然そういうわけではございませんので、ここに関してはかなり幅広く、奥深くやつていかないといけないのかなというところなんんですけど、6年の4月に施行されたものですので、まだ手始め段階と言われてしまえばそこまでなんですけども、今後展開を推進していきたいというふうには考えているところです。</p>
清水委員	教えていただいてありがとうございました。
中西会長	ほかどうですかね。 小西委員、どうぞ。
小西委員	今の質問のさらに突っ込んだところをお伺いしたいんですけども、私が個人的に認識しているのでは、あけぼの学園さんと藍野療育園さんの相談支援員さんの数ですとかというのが減っているらしいと、これはうわさではつきり何人ということではないんですけども、減っているらしいであるとか、全然足りていない状況でその状態がずっと続いているというようなことを聞いていたので、この資料に4つの機能の充実を図りますと書かれていて、保護者の中には全然伝わっていないなというのが現実なんですけども、今後具体的に例えば支援員さんを増やしますとか、保育所等訪問のほうにもうちょっと人員を割けるような契約を増やしますであるとかという計画は具体的にありますでしょうか。
事務局（角谷 主幹）	発達支援課の角谷と申します。 現時点では相談支援専門員さんが不足しているということは御意見として多数いただいておりまして、市のほうでも相談支援専門員さんを

	確保できるように補助金でありましたり、各事業所へ相談支援専門員さんの資格取得の講習会の御案内等をいたしまして、相談支援専門員さんが増員できるように努めさせていただいているところでございます。
事務局（濱田参事）	<p>御指摘のありましたあけぼのの相談支援専門員が減っているのではないかというところなんですが、私が園長になって3年目なんですけれども、それからは増えも減りもしていなくて、ずっと3人なんです。ただ、委員が不足されているとおっしゃられたのはそのとおりかなと。今角谷のほうも申し上げたとおりなんですけども、実は支援員1人で受けれるのが多くても30件、30MAXとしたらうちで90人受けれるという考えになるんですけども、それ以上に、ありがたいと言えばありがたいかもしれないですが、待ってくれている方がたくさんおられるという現状で、今言いましたとおり相談支援専門員の総数自分が少ないというところもあるとは思うんですけども、ということございまして、多分そういうふうにお感じいただいたのではないかなと思っております。</p> <p>じゃあ今後あけぼので増員するのと言われると、実は今あけぼののほうも相談支援専門員のいるブースがもういっぱいいっぱいで人が入れないような状況なんですね。いろいろ今まで対策も考えはしたもの、毎日こどもたちが来るところとは別の面にはなるんですけども、そこではちょっとキャパ的にしんどいかなと思っておりまして、平たく見ても今すぐ増員を考えているのかと言われたら、そこに関してはまだ、申し訳ないんですがという状況でございます。</p>
小西委員	ありがとうございます。
中西会長	よろしいですかね。ほかよろしいですか。
山口委員	山口です。今のお話に絡みまして、あけぼの学園さんで相談支援されている対象、障害児相談支援の対象、あけぼの学園さんはお子様のところで先ほど18歳までというお話もあったと思うんですけども、相談支援専門員さんが各持たれている方たちは18歳で一応終了となりまして、その後、成人後の相談支援の引継ぎ先というのを今探しておると。うちも相談支援事業所をやっているので、引継ぎの御相談はよくいただく、引き継ぎもさせていただくんですけれども、できれば高校卒業のときにはぱったり変わるんじゃなくて、卒業前に引き継いでいける方は引き継いでいただきたいということで、うちの事業所なんかもお受けはさせていただいているんですけども、昨日も自立支援協議会の相談支援部会の中で、あけぼの学園さんのはうから卒業

	<p>前の段階で引継ぎをお願いしたいんですけども、もしどこか事業所さんあればお願いしますとお声かけいただいたんですけども、今補助金の制度とかもあって事業所自体は増えているんですけども、障害児相談支援を担う事業所がほとんどその中には入っておられなくて、18歳以降を担当する特定相談支援事業所が増えているんですけども、障害児相談支援事業所自体が増えていないという現状もあるので、なかなか引き受ける事業所も少ないというのが現状となっているところかなというふうに思いますので、その辺増やせるように何か対策というか、一緒に考えていけたらと思いますので、お願いいいたします。</p>
事務局（濱田参事）	<p>ありがとうございます。一緒に考えさせていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p> <p>先ほど文言的にいかがかなというところもありましたので、1つ御訂正させていただきたいんですけども、「ありがたいことに」とは申し上げたものの、待っておられる方がおられるというところで、ちょっとと言葉的には不適切であったかなと思います。訂正しておわび申し上げます。</p> <p>その上で、先ほど角谷も申し上げていましたとおり、何らか支援の方法、特に待機いただいている方については、前向きな推進になるようなことというのを考えていけたらなと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>どうですかね、この議題に関して何かありますか。よろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、次に行きたいと思います。議題3「障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）の取組状況について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局（佐原代理）	<p>引き続き、佐原から説明をさせていただきます。</p> <p>資料2を御覧ください。障害福祉計画における取組状況について御説明をいたします。説明は、主要な項目を抜粋で説明させていただきます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>それでは、まず1ページでございます。（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行についてでございます。令和5年度は入所施設から2人が地域移行を果たしましたが、新規入所者もおられるため施設入所者の削減は結果として進んでおりません。本人、家族への動機づけ、それから入所者に対する計画相談支援の利用率を上げるなど取組を進めてまいります。</p> <p>続きまして、3ページを御覧ください。（4）福祉施設から一般就労への移行についてでございます。就労移行支援、就労継続支援A型及</p>

びB型、それぞれから的一般就労はいずれも目標を達成しております。

続きまして、4ページを御覧ください。③就労継続支援B型事業所における平均月額工賃の目標値と実績についてでございます。令和5年度は目標値を達成することができました。ただ、右側記載の平均工賃12,614円と令和5年度の平均工賃17,049円、これを比較しますとかなり大きく増加しております。これは令和6年度の報酬改定と合わせて、平均工賃の算出方法が変わったということによる影響が出ているものでございます。いずれにしましても目標は達成しているということでございます。

続きまして、6ページを御覧ください。1番、訪問系サービスの状況です。全体的に見込み量を上回っております。ただ一方で、重度訪問介護同行援護につきましては見込み量を下回っております。しかしながら、利用者数及び時間数は微増で推移しているという状況でございます。

続きまして、7ページを御覧ください。2番、短期入所の状況です。全体的に新型コロナウィルス感染症の影響を受け実績が低い傾向にあります。令和5年度にウイルスが5類に移行したこともあり、今後増加に転じるものとを見込んでおります。これは後ほど記載の中で出てきます移動支援事業においても同様の傾向が見られます。外出自粛ということがコロナ禍で強く求められておりましたので、今後については増加していくものというふうに見込んでおります。

続きまして、8ページを御覧ください。3番、日中活動系サービスの状況でございます。全体的に見込み量を上回る水準となっております。特に就労継続支援A型及びB型でその傾向が顕著に出ております。

続きまして、9ページを御覧ください。4番、居住系サービスの状況でございます。施設入所支援が横ばいであるのに対し、グループホームの利用が増加傾向にございます。

続きまして、10ページを御覧ください。5番、相談支援の状況です。計画相談支援の実績は増加をしており、見込み量を上回っております。しかしながら先ほどの議題でもありましたように、計画相談支援の利用率というのは、茨木市は他市に比べて非常に低い状況にあります。依然として40%を下回っている状況であり、令和6年3月末時点の計画相談利用率は36.6%となっております。本市といたしましても速やかに改善を図る必要があるものと認識しており、令和3年度から相談支援事業所の新規開設、それから相談支援専門員の増員を促すための補助制度を創設しており、その効果もあって近年は事業所及び専門員は、微増ではありますが増加傾向に転じております。引き続き利用率の向上を図る取組を実施してまいります。

	<p>続きまして、11ページを御覧ください。2番、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築についてでございます。各項目とも見込み量を上回っております。地域の支援者のスキルアップ等を図るため市内精神科病院の医師を講師に招いた事例検討会、にも会議、精神障害者にも対応したというところをとて「にも会議」と言っているんですけども、にも会議を実施し、実施後のアンケートでは参加者から高評価を受けております。引き続き取組を進めることといたします。</p> <p>続きまして、14ページを御覧ください。5番、意思疎通支援事業についてでございます。意思疎通支援事業につきましては、これまで欠員が生じていた設置手話通訳士が1名採用されたため、昨年度と比較して増加をしております。時間数については令和5年度から集計方法を一部見直し、より実態に近いものを把握できるようにしております。その関係で時間数が減少しておりますが、これまでと同じ方法と比較した場合においては、時間数は増加しているという状況となっております。</p> <p>続きまして、17ページを御覧ください。その他の事業についてでございます。ここでは訪問入浴サービスと日中一時支援事業、茨木市では日帰りショートステイ事業と呼んでいる事業となります。それらについて記載をしております。日中一時支援事業については、令和5年度に市内事業者が撤退したということに伴って、令和4年度と比較して実績が減少しております。このサービスは家族のレスファイトニーズを満たすための重要な事業と考えておりますので、サービス提供基盤の確保が本市において課題となっているというふうに認識しております。</p> <p>続きまして、18ページからの障害児福祉計画につきましては、担当課から御説明をさせていただきます。</p>
事務局（角谷 主幹）	<p>発達支援課の角谷と申します。</p> <p>障害児福祉計画第2期の状況についての御説明をさせていただきます。</p> <p>資料18ページを御確認覧ください。（1）成果目標につきましては、全ての項目におきまして目標値に達しておりますが、引き続き充実する方向で評価をしております。なお（1）児童発達支援センターにつきましては、福祉型と医療型が令和6年度から一元化されるため、障害福祉計画についても第3期から指標を一元化しております。</p> <p>次に、（2）活動指標についてでございます。資料10ページを御確認ください。多くのサービスでは、申請者数の増加に伴い利用者数が増加しております。また相談支援については、相談支援専門員の不足</p>

	<p>等により「誰もが利用できる状態」には至っていない状況です。</p> <p>続きまして21ページ、(3)障害児等に対する支援についてでございます。ペアレントトレーニングについては参加者数が減少しており、ピアサポート活動の参加人数、この人数はペアレントトレーナー、講師の方の人数になりますが、こちらについては横ばいとなっております。御参考に令和5年度のピアサポートの参加者のほうにつきましては、1講座で33名となっております。</p> <p>最後に、資料としては続きとなっておりますが、(4)地域生活支援事業（障害児通学支援）につきましては、延べ利用時間は実績が上回る状況となっております。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、ただいまの説明について、委員の皆様から御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。</p> <p>小西委員、どうぞ。</p>
小西委員	<p>日帰りショートステイの事業についての今後のことをお伺いできればと思っていますけれども、周りの障害児の保護者さんから一番切実な声でよく聞かれるのが、日帰りショートステイの事業所が今新規で受け付けてくれるところがない、すみません、これもうわざベースなので実際にあるかないか各事業所に確認したわけではないんですけども、どこを当たっても新規を受け付けてないと言われるということで困っている方が多いです。そういう方がレスパイト的に使っているなくて、この資料では家族のレスパイト的に使っているというような文章もあったんですけども、私が困っているというふうに聞いている方は、シングルマザーの方だったりとか、共働きをせざるを得ないような状況の方だったりとか、そういう方が多いです。そういう方のサポートというのは、本当は違う部署にお願いするべきことなのかもしれないんですけども、そういう使いつた使い方とかというのも視野に入れていただくことは可能かどうかというのをお伺いできればと思います。</p>
事務局（刈込主幹）	<p>障害福祉課の刈込です。</p> <p>日帰りショートステイの社会資源の整備については、重要な課題というふうに捉えております。実際に撤退しているということも聞いておりますし、その中で事業所さんのニーズ調査、ヒアリング調査というのを今年度夏頃に実施しております。その中でも費用面での負担というところも一番大きく出ておりましたので、その一部報酬改定というのを今検討を進めておるところであります。</p> <p>また、レスパイトのお話だったんですけども、やはり事業所さんのヒアリングをする中では、全体の6割近くがレスパイトとして使わ</p>

	れているという現実はあります。そのほか、介護者の就労関係もニーズとしてはありますし、いろいろなニーズがある中で、一部例えばお子さんの居場所としても一定使われているというのは、そのニーズとして把握しておりますので、それがシングルマザーの方に対しての支援というところと直接イコールではないかも知れないですが、そのところのニーズの下支えにはなっているのかなとふうに思っております。ですので、こういうようなニーズ調査、ヒアリングを進めた上で、この社会資源の整備、ちょっとでも増えて受け入れてくれるような形、お金だけの話じゃないと思いますので、コミュニケーションをとりながら進めていきたいとふうに考えております。
小西委員	ありがとうございます。
中西会長	よろしいですか。
事務局（井上課長）	<p>あと、先ほどおっしゃってくださった介護者の方の就労ニーズに応えるという意味では、令和6年度の報酬改定で生活介護の報酬改定ということで、時間単位の報酬の支払いになったということと加えて、延長加算をとりやすくなった、要は長時間サービスを今までよりも行いやすいという報酬改定が行われました。実際のところ日帰りショートステイを使っておられる方にあります、生活介護の事業所と併設されているような日帰りショートステイであれば、ほかの事業所を使っていてその日帰りショートステイに来られる方もいらっしゃれば、もともと生活介護で利用されている方が夕方になって日帰りショートステイにスライドされてくるという方もいらっしゃって、本来ならば生活介護に通われている重度の方を長時間支えるという意味では、本当であれば生活介護の長時間サービスというようなものをもっと普及していくべきだと思うのですけれども、これも別の機会で生活介護の事業所さんにもいろいろ聞かせていただいたところ、報酬改定で大分以前よりはよくなつたとは言うものの、やはり長時間になりますと人員の配置の問題が出てきたり、シフトの管理の問題があつたりで、すぐになかなか延長に手を出せるような状況じゃないなという声をたくさんいただいている。</p> <p>私どもとしては、介護者の就労ニーズというのは今後も高まっていくものと考えておりますので、日帰りショートの資源を確保していくことと、何らかの形で生活介護の事業を長い時間やっていただける事業所が出てきていただける手だけではないのかなというようなところを今研究していると、このような状況でございます。</p>
中西会長	ありがとうございます。

	ほかに委員のほうから何かありませんか。 どうぞ、佐藤委員。
佐藤委員	聞き間違えていたらごめんなさい。就労支援B型の工賃のベースアップのことを言わっていたと思うんですけれど、もう少し詳しく教えていただきたいなというのと、意思疎通の話があったと思うんですけれど、私は視覚障害者なので、意思疎通の内容として報告内容というのはないんでしょうか。
事務局（佐原代理）	2つ御質問をいただきました。まず1点目につきましては、4ページの③番、就Bにおける平均工賃月額という部分でございます。先ほど議題で令和6年4月から報酬改定が行われたというふうに御説明をさせていただきました。その報酬改定と合わせて、B型における工賃の算出式、計算式が変更されたということになります。なので、実質的に各事業所さんで取り組んでおられる内容が何か変わったとかいうことではなくて、統計として数字を出していくときに、その計算方法が変わったということになります。これは国のほうが算出式を示して、それに当てはめて計算をしていくわけなんですけれども、より実態に近い形で金額が算出できるように計算式が変わったという形です。なので、実質的に何か変わったというようなことではございません。
佐藤委員	そうなんですね。B型に行っていまして、工賃が上がればいいなと目頃思っていますので、何かいい話かなと思って、すみません、ありがとうございます。
事務局（佐原代理）	ありがとうございます。B型事業所における工賃をいかにして上げていくかということは、また別の大きな課題というふうに茨木市としても認識しております。茨木市では就労促進事業という工賃アップのための事業もございますので、またこの分科会でも委員から御意見をいただきながら、どのような形で取り組めば市内全体の工賃を上げていくことができるのかということもしっかりと今後議論してまいりたいと思っております。
佐藤委員	違うことかも分かりませんけれど、私ちょっと要望書にも書いたんですけど、今B型に行くのに送迎の車で行っています。これが同行援護で行けたら、私自身のベースアップにもなるんすけれどと思ってお聞きしました。ありがとうございます。
事務局（佐原代理）	ありがとうございます。 それからもう一点、御質問をいただきました。ページ数でいきますと14ページでございます。意思疎通支援事業の具体的な内容というところなんすけれども、今これ以上細かい資料を手元に持っておりませんので、なかなかお答えできる部分には限りがあるんですが、まず手話通訳士さんの欠員状態が長らく茨木市では続いておりましたので、

	<p>1人採用することによってよりたくさんのニーズに応えられるようになったというような状況でございます。</p> <p>肌感覚としましても、かなりたくさんの方が手話通訳や要約筆記を御利用いただいているというふうに考えておりますので、今後につきましても幅広く周知を行って、必要とされる全ての方に通訳が行えるように取組を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。</p>
佐藤委員	<p>この会に私が出席するのに、資料も前もって担当の方に読んでいただきました。そして、今日点字の資料をいただきました。視覚障害者、私は全盲なんですけれど、もう一つ音声という形で、資料の音声が前もっていただければ、ちょっとは頭に入れられるのかなと思うんですけど、そういう内容も考えていただきたいなと思います。ここで皆さんのお話を聞いて、100%なんて無理ですけれど、50%ぐらいは頭に入れて回答したいというか、お話を聞いていただきたいなと思っていますので、また違う内容で音声なども考えていただけたらなと思います。よろしくお願ひします。</p>
事務局（井上課長）	<p>ありがとうございます。視覚障害者のある方への情報保障という側面での御意見であったと思います。今回の報告は主に障害福祉計画の内容を御報告させていただいている間で、情報保障に関しては障害者計画の中で触れさせていただいているところでございました。</p> <p>その内容で申し上げますと、実際今おっしゃったような内容も府内でも議論をしていまして、府内での行政の福祉化という切り口で、どうやって障害福祉課だけではなくて全府的に情報保障を進めていくのかというようなことを議論したりであるとか、現在、茨木市全体の総合計画の策定の過程の中で、行政計画等についての情報保障のやり方はどうあるべきなのかという市民の方からの御意見も頂戴したという経過もござります。</p> <p>現在のところ、はっきりと市の中で答えが出ているわけではないんですけども、例えば総合保健福祉計画であれば点字版をつくったりしているのですけれども、情報保障ということでいきますと、知的障害者の方等への簡易版であったりどういうふうにつくっていくのかに關しては、行政計画ごとにばらばらというような状況になっておりまして、より多くの方に行政情報を届けできるようなやり方は、少し時間はかかると思うのですけれども、検討は進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
佐藤委員	ありがとうございます。よろしくお願ひします。

中西会長	小西委員、どうぞ。
小西委員	<p>すみません、もう一点質問をさせてください。21ページにあります障害児通学支援に関してなんですけども、私のほうで認識している通学支援というのは、期間限定の、具体的には1か月ぐらい、例えば親御さんが体調不良になったであるとかで通学の付き添いとかができなくなった場合に、移動支援を使えるというようなサービスだと認識しております。周りのママ友さんからよく聞くのは、通学支援という名前がついているので、そういうふうな条件がついていることを知らないまま窓口に申請に行って、違ったんだというようなこととかをよく聞くというふうに聞いています。</p> <p>これに関連してなんですけども、3年前ほどに支援級の在り方というのが文科省からの通知が来まして、変わったことがあります。その際、支援級にいた大半の子たちが普通級のほうに出なさいというような、出なさいという言い方をするとちょっと乱暴なんですけれども、大半の人が普通級、もしくは通級のほうに入りまして、ただ通級が全部の学校にはないという状況です。教育委員会のほうでごくいろいろやっていただいて、次の年にはかなり多くの通級教室が各校にできただんですけども、今現在もまだ全小中学校に通級があるという状況ではないです。自分の居住区域から別の学校に他校通級という形をとっている人が3年前の通知によりかなり多く出てしまったので、私も窓口のほうで聞いたことがあるんですね。親御さんが連れていかなければいけない、しかも決まった曜日とかというのも分からないま、あなたはこの週やったらこの時間に来てくださいみたいな、それこそ私のような専業主婦だったらそれに合わせて調整はするんですけども、先ほど言ったような就労されている方だったりとか時間が調整できない方というのは、通級教室に子供を他校に連れていかなければいけない場合に、例えば通学支援サービスを受けれないんだろうかということを窓口に聞きに行ったところ、幾つか返答をいただきました。</p> <p>1つは、それは福祉のほうの話ではない、学校のほうで負担すべきことですと。なので福祉は関係ないですということを窓口で1つ言われたのと、でも私のほうで、学校も学校生活の一環ですから、生活というふうに見ていただいて福祉のほうで見ていただくことはできないかという話をしたときに、これはこの窓口の方のお考えだとは思うんですけども、でもそういう通知を出したらそういう事象になることは容易に想像ができるってあって、それであればその時点で文科省は通学のサポートができるような予算も含めて下ろすべきだったんですけどと言っていて、私にそれを言われてもなと思ったのが1点あります</p>

	<p>た。</p> <p>もう一点、窓口の方がおっしゃったのが、実際に通学支援を困っている方に出したとしても、移動支援の事業所が各校区にばらけてあるわけではないので、実際に支援を受けられるかというと、住んでいる居住区域によって難しいんだよという問題があるということを言われました。</p> <p>すみません、質問じゃなくて要望みたいな言い方になってしまっているんですけども、通学支援の範囲というのを茨木市として広げるとかという見通しはありますか、いませんか。</p> <p>以上です。</p>
事務局（角谷 主幹）	<p>発達支援課、角谷です。</p> <p>御指摘いただいたとおり今現状の制度では、通学支援というのは保護者の方が病気であったりお怪我であったり、そういうときに一時的に緊急的に障害児の方の通学を支援させていただく制度となっております。今現状としてはそういう建付けとなっておりまして、おっしゃっていただいたとおり担い手の方の不足というところもございますので、なかなか今現状、今すぐに通学支援の範囲というものを通級の部分であったりですか、就労であるというところに広げるというところは課題が多いのではないかというふうに考えております。</p>
小西委員	ありがとうございます。
中西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにどうですか。</p> <p>高田委員、どうぞ。</p>
高田委員	<p>民生委員の高田です。</p> <p>ずっとお話を聞いていて、民生委員が災害が起きたときに障害を持っておられる方のところとか、そういうところに訪問するとかという見守りがあるんですね。グループホームが増えたなというふうに9ページで思って、そう言えば府営住宅とかに何人かでお住まいの方がおられるよね、それを目にする機会が増えたなと思ったんですけど、その後で、私たちがそれをよく分かってない、把握できていないということに気がついて、おられるというのは分かるので、お仕事に行かれるときとか出でていかれる、お買い物に何人かでスーパーに来られているとかというのは分かるんですけど、どういう人が住んでいるのか分からぬし、うちは甥がグループホームに行っているんですけど、住所はお父さんがいてるところの住所なんですね。そうすると、災害が起きたときに私たちが把握できているということに結びつかないなと今思って、というのは、事業所に行ってはる場合はそこがおうちですか</p>

	ら、災害が起きたときには事業所のほうで対応していただけると思うんですけど、おうちにいてはった場合、夜とか夜中とか明け方とか、昨日も地震がありましたけれども、そのときに民生委員が行くのに全然実態が分かっていなくて、何人お住まいかというのも分からぬし、そこに住所があるかというのも分からぬなど今気がついて、これはもう少し民生のほうで要望として出さないといけないなというふうにして、やっぱり私たちが日頃、高齢者の方と同じように、障害者の方も障害を持っている子供さんもみんな、なるべく地域の中で住んでおられる方の見守りをしていこうというところで、こういうところが抜けているんだなと今日ちょっと感じたので、その感じたことだけ言わせていただきました。
中西会長	特に市のほうから今のことに関する何か、災害時の話ですけれども。
事務局（肥塚副理事）	<p>地域福祉化の肥塚です。</p> <p>本当にいつも見守っていただいて、災害時だけでなく、一人暮らしの高齢者さんも見守っていただいて、民生委員さんには本当にお世話になっております。ありがとうございます。</p> <p>個別避難計画を今進めているところなんですけれども、個別避難計画を作成希望される方の対象の中には、障害手帳をお持ちの方というところの精神障害の方も含めておりますので、御本人様が御希望であれば名簿を平時から民生委員さんにもお渡しできるというようなことになっておりますので、その辺の対応もまた一緒に考えさせていただければなと思っております。ありがとうございます。</p>
中西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>どうですかね、資料2で取組状況のことに関する御質問。</p> <p>大川委員、どうぞ。</p>
大川委員	20ページの障害児通所支援のところの放課後等デイサービスについてなんんですけども、我が子とか周りのお友達も使っているんですけども、長期休みとか代休とか休日のとき、事業所によって開所時間が違うんだと思うんですけども、中3とか高3とか卒業式で、在校生より早く休みに入った場合のデイサービスの開所時間というものが事業所によるんですけども、お昼前にならないと迎えに行けませんというところがあつて、本人もふだんだったら何時に学校に行くというペースができている中で、お昼までどうやって時間を過ごそうかとか、春休みが終わって次の就労とか施設に行くというときにペースが乱れたりとか、また家族の生活も安定しないというところで、なかなか事業所の都合とか、事業所のスタッフの勤務の体系とかもいろいろあると思うんですけども、1人とか2人のために事業所を開けるという

	<p>のも難しい話なのかも知れませんけども、もう少し柔軟に対応していただけないように市のほうから働きかけていただくことって難しいでしょうか。</p> <p>以上です。</p>
事務局（角谷 主幹）	<p>発達支援課の角谷です。</p> <p>長期休暇になられたときの生活リズムということで御意見いただいたかと思います。本市のほうではそういったところも配慮いたしまして、支給日数につきましては、長期休暇がある場合は通常の支給日数に加えて柔軟に対応をさせていただいて、長期休暇中の生活リズムが崩れないようにという配慮はさせていただいております。ただ現状、時間につきましては、どうしても事業所の受け入れ態勢ですとか、事業所の人員体制、ほかに放課後以外に児童発達支援のほうの児童さんを午前中見ておるとか、そういった事情もあろうかと思いますので、なかなか一律に市からお願いするというのは難しいかなというのが現状でございます。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>よろしいですかね。</p> <p>福阪さん、どうぞ</p>
福阪委員	<p>藍野療育園の福阪です。</p> <p>先ほどの日帰りショートステイのお話なんですけれども、うちのほうの生活介護でもやっていて、日帰りショートの事業所さんが1つ閉所になったときに子供さんの利用がとても増えて、先ほどあったように子供さんの新規をそこで受けたら、新規で受けるのは今難しい現状もあります。大人の方が生活介護の後に使っておられたり、ほかの施設の生活介護から移ってこられたりというところもあったんですけれども、その受け皿も残しておきたいというので、すごく難しい状況ではありますながら何とか続けているという状況もあるんですけども、子供さんの利用の希望としては、放課後デイで受け入れてもらえるところがなかなか条件が合わなくて難しいという事業所の問題であったりとか、支給決定の日数の問題であったりとかで日帰りショートのほうに流れてこられるというところもあるのが現状かなと思うので、事業所としては、大人の方が日帰りショート、子供が放課後デイみたいにふうに使えたら受け皿としても増えるのかなというのを単純に考えたりするところもあるんですが、そのあたりの支給決定の仕方とか、支給量のこととか、何かもう少しすみ分け的なものがあればいいのになというふうに感じております。</p> <p>以上です。</p>

中西会長	市のほうから御回答とかありますか。
事務局（角谷 主幹）	<p>発達支援課、角谷です。</p> <p>放課後デイとショートステイということで、放課後デイにつきましては療育という目的のために通っていただくものになりますので、支給量の勘案につきましては、保護者の方の状況というのも勘案させていただきますけれども、やはり療育のために必要な日数というものを検討させていただいた上で、支給決定をさせていただいているというところで御理解いただきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>小西委員。</p>
小西委員	<p>何度も申し訳ありません。今福阪先生のお話を聞いて、今在学中で、上の子が藍野療育園に通所していました、下の子があけぼのさんでお世話になっていました。この資料を見させていただいて、2つの施設で充実させていくというところでお話しいただいたんですけども、私の個人の感想なんですけども、藍野療育園さんは通所していると、福阪先生ですとか、いろいろなスタッフの先生が相談支援員的な相談も日頃から乗っていただけるんですね。受給者証の話であるとか、児童発達支援サービスのことだったりとかも含めて、こういうふうに困っているであるとかというのを、本当はそういうことを相談してはいけないのかもしれないんですけども、乗っていただけたりとか、あと母子通園なこともあって保護者同士でサービスのこととかの情報交換というのは、藍野療育園はすごくやりやすいです。</p> <p>あけぼのさんは母子通園ではないのでというのと、それでも参観とかをすごく頻繁にさせていただいているので行ったりはするんですけども、保護者同士の交流というのもまずしにくいというのと、スタッフの方に福祉サービスのこととかの質問もできるような感じではないんですね。保護者さんはそういうことを先生に質問するようなところではないと思っているからだと思うんですけども、またちょっと質問じゃないような感じになってしまふんですけども、児童発達支援センターとしては2つの拠点があってという説明を受けたときに私は、あけぼのさんは確かに地域支援の建物が敷地内にもう一つあって、そちらの先生というのも相談に行けばいけるんだろうというのは私は知っているんですけど、大半の保護者さんは知らないまま卒園されていく、受給者証の更新についても、受給者証の意味合いを分からぬまま卒園されていく方も中にはいらっしゃいました。あけぼのさんに受給者証があるから通えるんだよということも理解できないままとい</p>

	う保護者さんもいらっしゃって、何が言いたかったのかというと、あけぼのさんでも藍野療育園さんほどは難しいかもしないんですが、日常的な療育のサービスの相談とかができるような窓口みたいなものを設けていただけることはできないかなと、質問じゃなくて要望になてしましました。すみません。
事務局（濱田参事）	<p>御指摘いただきましてありがとうございます。まさにおっしゃられるとおりだなと聞いていて思ったところなんですけれども、私はここにも掲げていますようにあけぼの学園の園長もさせていただいております。</p> <p>今お伺いする中で、毎日通園のほうでも私どもはバス通園になるので、言ってしまえば同じバス停でもない限り保護者さんと会うこともないと。それはそのとおりですというところですが、そういったこともあって、あけぼの学園の保護者会、親の会は、普通の保育所とか保育園なんかに比べるとかなり絆的なものが強くなっているのは、多分そういうところから来ているんじゃないかなと思ったりもしています。ただ、御指摘いただいたとおり受給者証が卒園するまで何のこっちゃ分からんかったという保護者さんもおられるやろうなと今聞きながら思っていたんですけど、そのあたりについては、例えば直接対面で、うちの支援員というのはほとんど保育士ですので、どうしてもそこら辺のサービスに関しては、正直なところを言うと少し疎い部分もあるのかなと思います。ただ、上の者、責任者であるとか園長、園長代理あたりでしたら、そのあたりのことも一応踏まえておりますので、日々の連絡帳であるとかを活用してでも周知できたらなと、ちょっと聞いていて思ったところです。</p> <p>あわせまして、園庭解放なんかの機会も増やしまして、保護者さん同士が交流できるような機会を今年の夏ぐらいから始めております。そういうところで情報共有もしていけたらなと思っておるので、おっしゃっていただいたとおり専門にそういう人を設けるというのも1つの方法なんでしょうが、今の形をもう少し広く展開していくというほうもあるのかなと思っていますので、その両方で検討させていただけたらなと思っております。御意見どうもありがとうございます。</p>
中西会長	ありがとうございました。よろしいですかね。 富澤委員。
富澤委員	<p>細かいところになってしまふと、この場でお答えいただけないと困るので、就労のことについて、ここまであまり触れていなかつたと思うので御質問させていただきたいと思います。</p> <p>資料のほうの3ページ以降のところで就労に関する記載があって、特に3ページの福祉施設から一般就労への移行の目標値と実績という</p>

	<p>ところについて、移行者は増加していくということに始まり、評価のところで非常に詳しく記述いただいているなという印象を受けました。その背景にあると言っていいのか分からんんですけども、関連するかとは思うんですけども、かしの木園の指定管理もたしか昨年度から変更されたかと思うんですよね。その変更される際にもかなり障害者就労に関して幅広く展開できるような形で、そういうことも指定管理の事業者さんに求めてきたのではないかなというふうに思います。全般的なもので結構ですけども、その後、指定管理者を変更して様々な取組が広がってきてるのか、また指定管理事業者以外のところでも何らかの取組があつて結果的に移行者の増加という結果が出てるのかというあたりのところについて、少しお聞きできればと思います。</p>
事務局（佐原代理）	<p>ありがとうございます。3ページの就労という部分について御質問をいただきました。かしの木園を事業変更しまして、それまで就Bを中心だった事業を就労移行支援を中心とした事業に変更しております。併せて、かしの木園については就労移行支援と就労定着支援をしていただいているという状況です。</p> <p>ただ、その事業のみならずかしの木園では、指定管理者による多種多様な自主事業が展開をされておられています。障害者の方の就労を伸ばしていくということになりますと、その方自身にスキルを身につけていただくということももちろん大事にはなるんですが、採用する側、企業側にも具体的に訴求をしていかないといけないということございます。企業側も障害者雇用法の改正もあり、障害者雇用を進めたいけれども、お迎えしたことがないので我々としてもどうしたらいいのかというようなこともあります。そのあたりについては相談窓口をかしの木園が自主的に開いていただいて、またこちらからアウトリーチ、つまり企業のほうに出向いて、障害者雇用の大切さ、その魅力、メリットなんかを具体的に説明してもらうというような事業も展開しておりますので、それらの具体的な取組が一つ一つ実を結びつつあるのかなというふうにも感じているところでございます。</p> <p>またこちらのほうにも記載しておりますように、自立協議会就労支援部会の中でも、大学のほうでも就労支援というのは一体どういったような課題を抱えておられてというような研究事業も進めておりますので、今後もそういうような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。</p>
富澤委員	<p>ありがとうございます。具体的な質問をするかちょっと迷ったんですけども、最後の大学へのアプローチというところですけども、私自身も実際仕事の中で感じているところですけども、そもそも社会の中</p>

	<p>で大学進学率の増加の中に障害のある学生の増加というふうなところ、そういった認識は社会の中ではまだまだ十分に認識されていない部分があり、でも実際にはここ十数年で大学に在籍している障害のある学生、主に精神障害を中心とした精神発達の学生の増加、それを学内の対応だけでやってきたということがありますので、どこも大学の出口のところで苦労していたというところがありますので、ぜひこういった点を積極的に進めていただきたいなと思いますし、この審議会とは直接関係ないのかもしれませんけど、障害のある方の大学等教育機関への進学というところで言うと、まさに障害者差別解消法の改正に関連するものがあるかなというふうに思います。特に教育における合理的配慮の実施というようなところで展開されていますので、ぜひ積極的に進めていただきたいなと思いました。すみません、最後は感想になりました。</p> <p>以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、よろしいですかね。資料2に関して、いろいろ質問いただきありがとうございました。では、資料2のほうを終わりたいと思います。</p> <p>では、議題4のほうに移りたいと思います。「ともしび園の指定取消について」ということです。事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局（佐原代理）	<p>佐原から説明させていただきます。</p> <p>議題4につきましては、報告案件でございます。資料3を御覧ください。ともしび園についてでございますが、ともしび園につきましては、生活介護、それから日帰りショートステイを実施する市の市立の施設でございます。現在、指定管理者制度によりその運営を行っているところでございます。</p> <p>この施設において、令和6年2月5日に入浴支援を行う際、利用者の方に対し広範囲に重度のやけどを負わせる事故が発生いたしました。この件につきましてはマスコミでも報道されましたので、御存じの方もおられるかも分かりません。事故が発生いたしましたので、その後市が調査を行いました。</p> <p>まずこの入浴事故につきましては、障害者総合支援法に定めます人格尊重義務違反に当たる、また障害者虐待防止法に定める障害者虐待に当たると認定をしております。</p> <p>またこの調査を行う中で、重大な法令違反が確認されました。それは、事業所で作成する個別支援計画という計画があるんですけども、その個別支援計画が正しく作成されていなかつたということが明らか</p>

となり、結果として多額の生活介護費を不正に受給していたというような違反が確認されました。

この調査結果を踏まえまして、市は令和6年1月18日に指定管理者に対し、生活介護の指定取消と指定管理者の指定取消処分を行ったところでございます。この処分によって、現在の指定管理者によるともしび園の運営は令和7年3月31日まで、今年度末までとなります。

今年度末で現指定管理者による運営が終えるということになりますので、もちろんですけれども、市は速やかに次の指定管理者の選定に向けて、この2月から公募を開始する予定しております。公募によって、次の指定管理者は9月から運営の実施を目指すということになります。

3月の末で一旦終えて、次は9月から再開ということになりますので、実質上ともしび園は5か月間休園状態ということになります。そのため、今現在ともしび園を使っている皆様については、一旦別の事業所に移行していただかなくてはなりません。現在、利用者の新たな活動の場の確保に向けて調整を進めております。原則的には法の規定に基づき、事業者、つまり指定管理者が新たな利用先の確保・調整を行うことになりますが、市も障害福祉課内に専用相談窓口を設置して、また昨年の12月からは新たな通所先を確保するため、つないでいただきます特定相談支援事業者、また受け入れていただいた生活介護事業者へ報奨金を支給するという事業を開始して、全力を挙げて新たな移行先の確保に向け取り組んでいるところでございます。

資料に記載している内容は以上となります、一点懸念事項がございます。昨年の末、令和6年1月23日付で現指定管理者が市が行った行政処分を不服として提訴しました。併せて、本市が行った処分の差し止めの申立てが行われたという状況でございます。これを受け、他の生活介護事業者への移行が決まっている方、何名かおられますけれども、御利用者様、御家族において迷いや混乱が生じているという状況を把握しています。

万一、処分差し止めの仮処分が行われた場合、指定管理者の公募はその段階で中止となります。そうなりますと、指定管理者の確保や施設運営の安定的な運営の見通しがつかなくなります。また、既に事業所の移行を終えた方、またその前段階の方にも、受け入れの調整に奔走をいただいている事業者の皆様にも大きな混乱が生じるおそれがあると本市では考えております。

本市といたしましては、大阪地方裁判所が処分の執行停止に係る申立てに対しどのような決定をするのか、また令和7年3月31日まで

	<p>のどの時点で決定を行うかについては未定であることから、限られた時間の中で、引き続きできるだけ早く利用者が他施設へ移行し日中の介護が確実に確保されること、また公募を行い円滑に新たな指定管理者を選定することが利用者の皆様にとっての利益であると考えております。</p> <p>現在茨木市では、裁判の関係もございますけれども、そこに向け最大限努力をしている状況であることを御報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
中西会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ともしひ園の指定取消についてですけれども、報告案件ですので、何か委員の皆様から御意見とかがありましたら、御質問とかがありましたらお受けいたしますけれども、いかがでしょうか。</p>
富澤委員	<p>どこまで聞いていいのかというところもあるんですけども、一連の事実の確認とかはこういうところでしても仕方ないとは思うんですけども、1点まず大事なのは、利用されている方々に不利益にならないことというのを最大限、市もそうですし、事業者も考えていくというのは当然当たり前かとは思うんですけども、そうなってくると1点確認させていただきたいのは、行政処分の不服というのは、具体的に何を不服として提訴されたのかなど。処分されること自体を不服という形で提訴されているんですかね。可能な範囲で。</p>
事務局（佐原代理）	<p>今回、合計6つの訴えが出ております。1つは事業を行うための事業所指定の取消処分、これが1つ。それから、生活介護ができなくなりますと、指定管理業務の中核事業でございますから、指定管理業務の実施は難しいということで指定管理者の指定取消処分。それから先ほど御説明させていただいたように、個別支援計画の未作成減算を適用していなかったということに伴う処分、また、これら3つの処分に対する執行申立て、仮処分の申立てが行われたという状況でございます。</p> <p>具体的にどの部分に対してということにつきましては、申し訳ありません、現在係争中となっておりますので、申し訳ありませんが回答のほうは差し控えさせていただきたいと思います。</p>
富澤委員	<p>ありがとうございます。繰り返しになりますけれども、特に指定管理事業者だからということもありますけど、これはここで言つてはいけないのかもしれないんですけども、そもそも指定管理を受けている法人自体の問題点みたいなことは、今回の一連の過程の中で何か明らかになったものってあるんでしょうか。このあたり記録に残せないのかもしれないんですけども。</p>

事務局（佐原代理）	現行の指定管理者と種々様々な議論を重ねてまいりましたし、やはり調査を行ったということもありますので、我々市としても指定管理施設の中で起こった事故、それから取消処分に至る経過ということでございますので、種々課題はあるからこそこういう処分に至ったわけですけれども、この点につきましても具体的にどこがどうだったのか、ともしび園のみならず法人さんの運営自体がどうだったのかという点については、現在係争中でございますので、詳細についてはお答えすることが難しい状況でございます。申し訳ありません。
中西会長	<p>ということですので、なかなか言えることと言えないことの、係争中ですからということですけれども、ほかの委員の皆様からありますでしょうか。</p> <p>これから仮処分の執行があるかも含め、それによってどういうふうな経過になるかが問われてきますので、そのあたり裁判所がどういうふうに判断されるかというところになりますので、それによって今後どうなっていくかということも変化するので、そこは注目しておくべきかなということです。</p> <p>まだいつ頃というのは、3月末までいつか分からぬわけですね。</p>
事務局（佐原代理）	処分の効力の発生日が3月31日としておりますので、それまでのどこかのタイミングでということですけれども、具体的にいつ頃ということは現在分からぬという状況でございます。
中西会長	<p>また出たらこの会議でもいろいろなことが議論になると思いますので、そういう形でお願いしたいなと思います。</p> <p>よろしいですかね、ともしび園指定取消について、何かいいですか。では、議題4はこれで終わらせていただきたいと思います。</p> <p>最後に議題5「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。</p>
事務局（佐原代理）	特にございません。
中西会長	<p>ありがとうございます。ほかの委員さんからはないですかね。</p> <p>御意見がないようでしたら、本日の議案はこれで終わりたいと存じます。皆様、長時間の御協力ありがとうございました。</p> <p>それでは、事務局のほうにお返しいたします。</p>
事務局（小林）	<p>委員の皆様におかれましては、長時間お疲れさまでした。</p> <p>それでは、事務連絡をさせていただきます。</p> <p>まず、本日の会議録につきましては、事務局で会議録案を作成し、後日委員の皆様にお送りさせていただきますので、御確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>次回分科会は、令和7年8月頃を予定しております。開催までに改</p>

	<p>めて御案内差し上げますので、よろしくお願ひいたします。 それでは、本日はこれにて以上となります。本日は誠にありがとうございました。</p>
--	--